

## 契約における暴力団等排除措置について

台東区では、区が発注する工事、業務委託、物品購入等すべての契約から暴力団等の介入を排除するため、「東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱」を制定しました。

主な内容は、次のとおりです。

### 1 入札参加除外措置

暴力団等が経営を支配する事業者、暴力団等と関与する事業者等については、区が発注する契約の入札参加資格を認めず、すべての契約の相手方としません。

また、区が発注する契約の下請負をすることも認めません。

これらの措置は、暴力団等との関係が一切なくなったことが確認できるまで継続します。

\*「暴力団等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に基づく暴力団及び暴力団員のほか、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます

\*「暴力団等と関与する事業者」とは、暴力団員等を雇用している事業者、暴力団等へ資金を提供している事業者、暴力団等を利用している事業者、暴力団等と親交がある事業者などをいいます。

### 2 契約の解除

区の契約の相手方が、暴力団等が経営を支配する事業者、暴力団等と関与する事業者であることが判明したときは、その契約を解除します。その場合、区は、契約の相手方に対して、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができます。

### 3 不当介入等の報告・届出の指導

区の契約の相手方又はその下請事業者が、契約の履行中に暴力団等から不当介入等を受けたときは、契約の相手方に対し、区への報告と警察への届出を指導します。

\*「不当介入等」とは、工事妨害等の不当介入、下請参入等の不当要求などをいいます。

### 4 警察等関係機関との連携体制

暴力団等排除措置を適切に行うため、区と警察等関係機関との連携体制の強化を図ります。

### 5 暴力団等排除の周知徹底

暴力団等排除の周知徹底を図るため、区の公式ホームページに要綱等を掲載するとともに、区の標準的な契約条項に「契約からの暴力団等排除に関する特約」を追加します。

問合せ先 台東区総務部経理課契約担当

電話 03(5246)1111 代表

内線2321～2323